



# 小規模企業共済制度の現状と課題

平成26年3月  
中小企業庁

# 目次

1. 小規模企業者を巡る最近の話題
2. 小規模企業共済制度の目的と概要等について
3. 小規模企業共済制度の利用状況等について
4. 共済金の受領状況について
5. 小規模企業共済制度の評価について
6. 小規模企業共済制度を巡る課題

# 1. 小規模企業者を巡る最近の話題

## 中小企業基本法等の改正【小規模企業活性化法の概要】

「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律【小規模企業活性化法】」の概要

1

### 1. 背景

- (1) 中小企業の約9割を占める小規模企業は、経営資源が脆弱なため、近年、企業数・雇用者数ともに大幅に減少している。
- (2) 他方、小規模企業は地域経済の安定と我が国経済社会の発展に寄与するという観点から重要な意義を有している。
- (3) このため、小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、施策を集中して講ずることが急務となっている。

### 2. 法律の概要

- (1) 中小企業基本法を改正し、小規模企業の事業活動の活性化を図る観点から、「基本理念」と「施策の方針」を明確化する。  
また、海外展開の推進等、中小企業施策として今日的に重要な事項を新たに規定する等の措置を講ずる。
- (2) あわせて、中小企業支援法等の関連法を改正し、①ITを活用して専門家やビジネスパートナーの紹介等を行う事業の推進、②下請中小企業の取引先開拓支援、③資金調達円滑化等の措置を講ずる。

### 3. 措置事項の概要

#### A. 中小企業基本法等の改正

- (1) 中小企業基本法の「基本理念」に、**小規模企業の意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」**を規定する。  
「施策の方針」にも、小規模企業の活性化を明記する。  
また、中小企業施策として今日的に重要な事項として、①**海外展開**、②**ITの活用**、③**事業承継の円滑化等**を新たに規定する。
- (2) 関係する個別法律において、**小規模企業の範囲の弾力化**を図る。  
(中小企業信用保険法、小規模企業共済法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)  
(参考)小規模企業: 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)

		1999年	2009年	減少数/減少比
企業数	中小企業	484万社	420万社	▲64万社 (▲13%)
	うち 小規模企業	423万社 (87%)	366万社 (87%)	▲56万社 (▲13%)
従業員数	中小企業	3,120万人	2,834万人	▲286万人 (▲9%)
	うち 小規模企業	1,098万人 (35%)	912万人 (32%)	▲186万人 (▲17%)

総務省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス」から再編加工

#### B. 小規模企業の活性化に資する施策の充実

- (1) 資金調達円滑化のため、信用保証の対象に**電子記録債権**を追加する。(中小企業信用保険法)
- (2) **ITを活用して、小規模企業等に対し、専門家やビジネスパートナーの紹介等**を行う者を国が認定し、(独)中小企業基盤整備機構の協力等の支援措置を講ずる。(中小企業支援法)
- (3) **下請中小企業が連携して、自立的に取引先を開拓する計画**を国が認定し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講ずる。  
(下請中小企業振興法)
- (4) **事業再生促進のため、(株)日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の業務に、債務の株式化業務(DES)**を追加する。  
(株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法)  
※なお、小規模企業に対する金融措置の抜本強化に伴い、小規模企業者等設備導入資金助成制度を廃止する。(小規模企業者等設備導入資金助成法)

地域経済の安定に寄与する小規模企業  
北極しろくま堂 (従業員7名)

- ・スリング(抱っこひも)やおんぶひもなどのベビー用品を製造・販売。
- ・子供への愛情と、安全で負担の少ない子育ての両立に貢献。



グローバルに成長している小規模企業  
二葉 (従業員12名)

- ・江戸時代から伝わる技術(東京染小紋)を活用したスカーフなどの新商品を開発。
- ・フランスなど欧州を中心に約20ヶ国で販路を開拓。



## 【小規模企業者の定義改正（政令による範囲の弾力化）】

- u 中小企業基本法における小規模企業者の定義の精緻化・弾力化を図り、施策ごとの個別法で定めることとし、小規模企業共済法に、定義にかかる政令委任の規定を措置。
- u 本規定に基づき、政令特例業種として「宿泊業」及び「娯楽業」を規定。
- u 一律「従業員5人以下」としていた定義を、当該2業種については、「従業員を20人以下」と規定。小規模企業者の定義を拡大。
- u 定義の精緻化にあたっては、経営指標等による脆弱性の観点と、業界のニーズ・実態の観点から多角的に検討。
- u 「宿泊業」及び「娯楽業」については、他の業種と比べて、現行規定の定義より大きな従業員区分（10～20人）において、売上高営業利益率、自己資本比率、一人あたりの付加価値額等の経営指標等に格差が生じていることと、業界からの要望を踏まえ、措置。

## 【定義拡大業種への中小機構における周知状況】

- u 小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令公布に合わせ、中小企業基盤整備機構ホームページ（共済制度について）に、「定義拡大」に関するお知らせを掲載（1月7日）
- u 業務委託機関（中小企業団体、金融機関、税理士団体等）向けの共済制度に関する広報誌（商工共済ニュース）に、加入対象者の範囲の拡大に関するお知らせ記事を掲載（1月25日発行）
- u 拡大業種の業界団体等への共済制度の説明等を実施中。（～3月末）

## 【定義の拡充により見込まれる加入者数（試算）】

	現行対象者	拡大対象者	全対象者
宿泊業	57,564	24,183	81,747
娯楽業	12,968	15,953	28,921

## 2. 小規模企業共済制度の目的と概要等について

(1) 小規模企業共済制度の目的と概要

(2) 小規模企業共済制度の沿革

(3) 予定利率と運用利回り、当期損益と欠損金の推移

# (1) 小規模企業共済制度の目的と概要

制度の目的: 小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等について、その拠出による共済制度を確立することによって、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業者の振興に寄与すること。

根拠 : 小規模企業共済法(昭和40年6月1日 法律第102号)

加入資格 : 小規模企業の個人事業主、共同経営者又は会社役員  
制度開始 : 昭和40年12月  
在籍者数 : 122.5万人(全小規模企業者の約4割が加入)(平成25年12月末現在)  
共済金等支給額: 6,417億円(平成24年度)  
資産総額 : 8兆882億円(平成24年度末現在)

小規模企業者  
(共済契約者)

掛金 :  
月額1,000円 ~ 70,000円

予定利率 : 1.0%

加入・掛金納付・共済金の請求

共済金等の支給

中小企業基盤整備機構

納付された掛金及びこの運用益は全額を共済金又は解約手当金に充て、制度運営に係る事務経費は国の一般会計から手当て

共済事由等

【共済事由】

< A共済 >

| 個人事業主の事業廃止(個人事業主・共同経営者の死亡、疾病・負傷に伴う共同経営者の退任、会社等の解散を含む)

< B共済 >

| 会社等役員の疾病、負傷又は死亡による退任  
| 老齢給付  
(65歳以上、180ヶ月以上掛金を納付していることが条件)

< 準共済(みなし解除) >

| 個人事業が会社に組織変更をし、その会社の役員とならなかった場合  
| 配偶者又は子に事業の全部を譲渡した場合  
| 会社等役員の任意退任

【共済金額】

| 各共済事由別に政令に定める額

## (2) 小規模企業共済制度の沿革

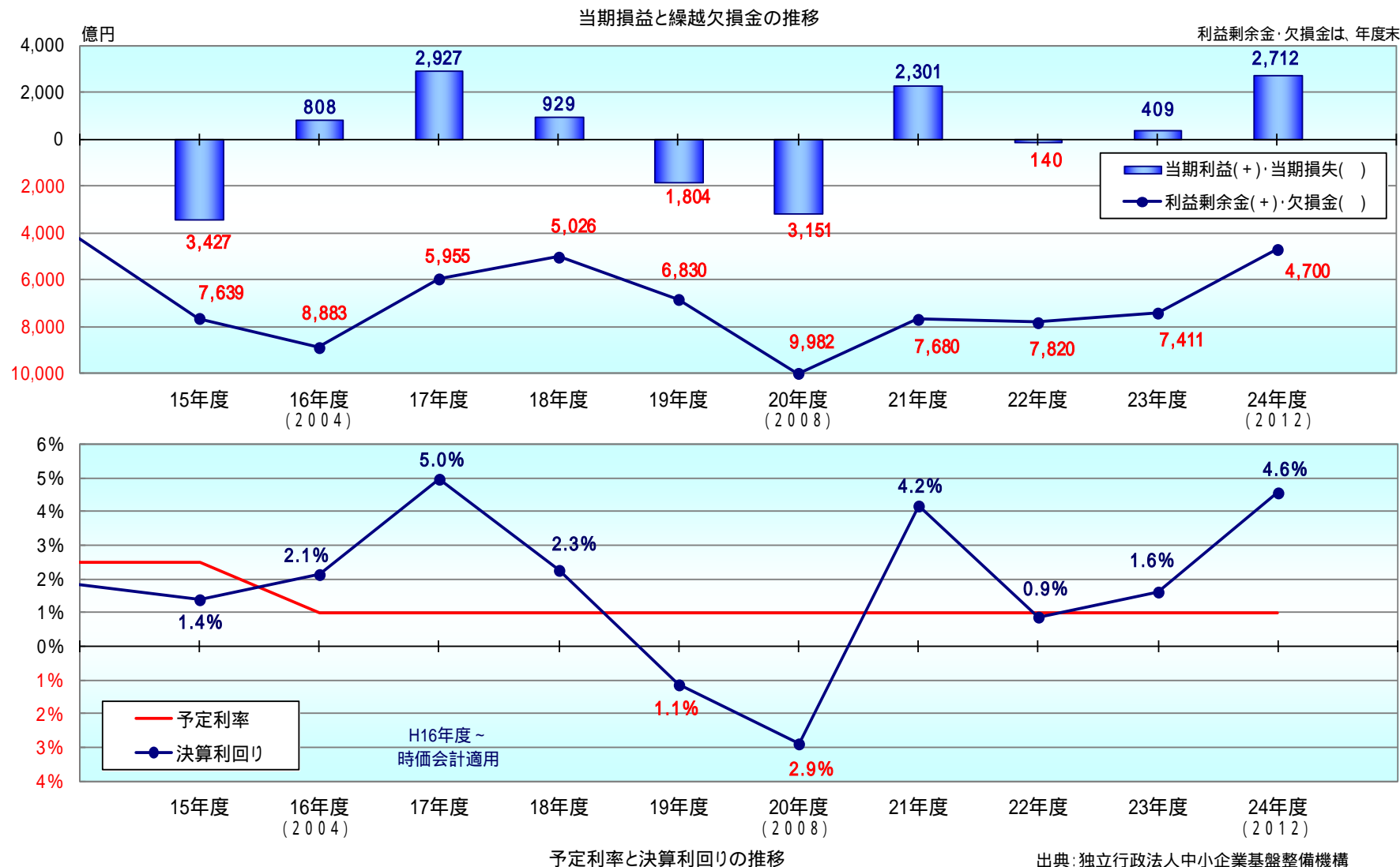
小規模企業共済制度は、昭和40年(1965年)12月1日に発足以降、数次にわたり制度内容等の改正を実施。

	施行日・主な内容
小規模企業共済法制定 (昭和40年6月1日 法律第102号)	昭和40年6月1日(制度の発足は同年12月1日) ●旧第2種共済のみで制度発足
昭和42年度改正 (昭和42年7月28日 法律第91号)	昭和42年7月28日 ●現行の旧第1種共済制度の創設 ●掛金納付月数の通算制度(配偶者または子による承継相続等)の導入
昭和47年度改正 (昭和47年6月15日 法律第63号)	昭和47年6月15日 ●掛金月額の高限度の引上げ(5,000円から10,000円) ●契約者貸付制度の創設(一般貸付け)
昭和52年度改正 (昭和52年5月31日 法律第52号)	昭和52年5月31日 ●掛金月額の高限度の引上げ(10,000円から30,000円)および掛金月額の最低限度の引上げ(500円から1,000円) ●老齢給付の要件の緩和(掛金納付月数を20年から15年に短縮)
昭和57年度改正 (昭和57年5月18日 法律第49号)	昭和57年7月1日 ●掛金月額の高限度の引上げ(30,000円から50,000円) ●共済金の受給に必要な掛金納付月数の短縮(12ヶ月以上から6ヶ月以上) ●共済契約解除の手続きの簡素化 ●契約者貸付制度の創設(傷病災害時貸付け)
平成元年度改正 (平成元年6月28日 法律第49号)	平成元年10月1日 ●掛金月額の高限度の引上げ(50,000円から70,000円) ●共済金の分割支給制度の導入 ●共済資産の生命保険による運用の実施

平成6年度改正 (平成7年3月27日 法律第44号)	平成8年4月1日 ●共済金および解約手当金の額の引下げ ●共済金および解約手当金の額の計算方法の変更(経過措置) ●分割共済金の分割支給率の引下げ ●前納減額金の減額割合の変更 ●掛金掛止め制度の導入 ●掛金月額の減額要件の緩和 ●契約者貸付制度の創設(創業転業時貸付け)・拡充 ●旧第2種共済制度の廃止および新規加入の停止
平成10年度改正 (平成10年12月18日 法律第147号)	平成12年4月1日 ●共済金および解約手当金の額の引下げ ●分割共済金の分割支給率の引下げ ●共済金の新たな支給方法の追加(「一括払と分割払の併用制」の導入) ●前納減額金の減額割合の変更 ●契約者貸付制度の創設(新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け)・拡充
平成15年度改正 (平成15年6月18日 法律第88号)	平成16年4月1日 ●共済金額規定等(共済金額・分割支給率)の政令事項化 ●共済金および解約手当金の額の引下げ ●短期掛金区分に係る解約手当金算定方法の改善 ●分割共済金の分割支給率の引下げ ●前納減額金の減額割合の変更 ●余裕金の運用に関する基本方針の作成義務化 ●忠実義務および禁止行為等機構役員の行為準則の規定化 ●契約者貸付制度の創設(緊急経営安定貸付け)・拡充
平成22年度改正 (平成22年4月21日 法律第24号)	平成23年1月1日 ●加入資格の拡大(共同経営者の加入) ●共済契約の締結拒絶事由の追加 ●共済契約のみなし解除事由の見直し ●共済契約に係る掛金納付月数の通算の対象者の拡大 ●契約者貸付制度の創設(事業承継貸付け)
平成25年度改正 (政令改正平成26年1月7日交付)	平成26年4月1日 ●加入対象の拡大(宿泊業、娯楽業を対象)

### (3) 予定利率と運用利回り、当期損益と欠損金の推移

平成15年まで運用利回りが予定利率を下回ったことから繰越欠損金が拡大。平成16年度に予定利率を2.5%から1.0%に引き下げたこと、また、運用環境が良好であったことから繰越欠損金は平成18年度まで順調に減少した。平成19年度以降は、サブプライム問題やリーマンショック等の影響を受けて、運用環境が大きく変動している。平成24年度は、政府の経済対策による国内株式の高騰や円安等の好材料を受け、運用利回りが大幅に改善し、繰越欠損金も大幅に減少してきている。





### 3. 小規模共済制度の利用状況等について

(1) 加入・脱退・在籍者数の推移

(2) 在籍者割合の推移

(3) 在籍者割合

(個人事業主・共同経営者、法人役員別)

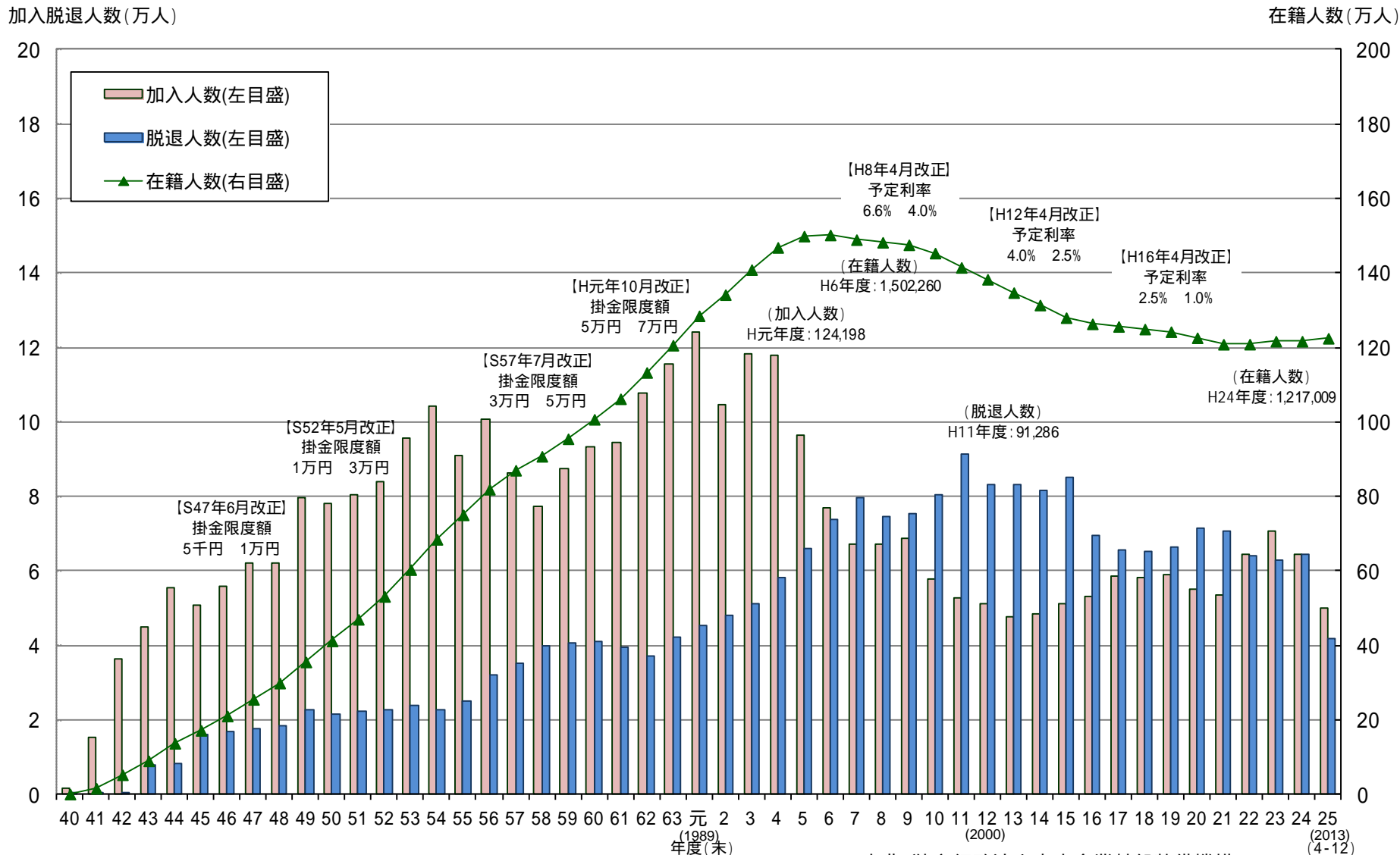
(4) 業種別加入状況

(5) 加入時平均年齢の推移

(6) 契約者貸付の推移

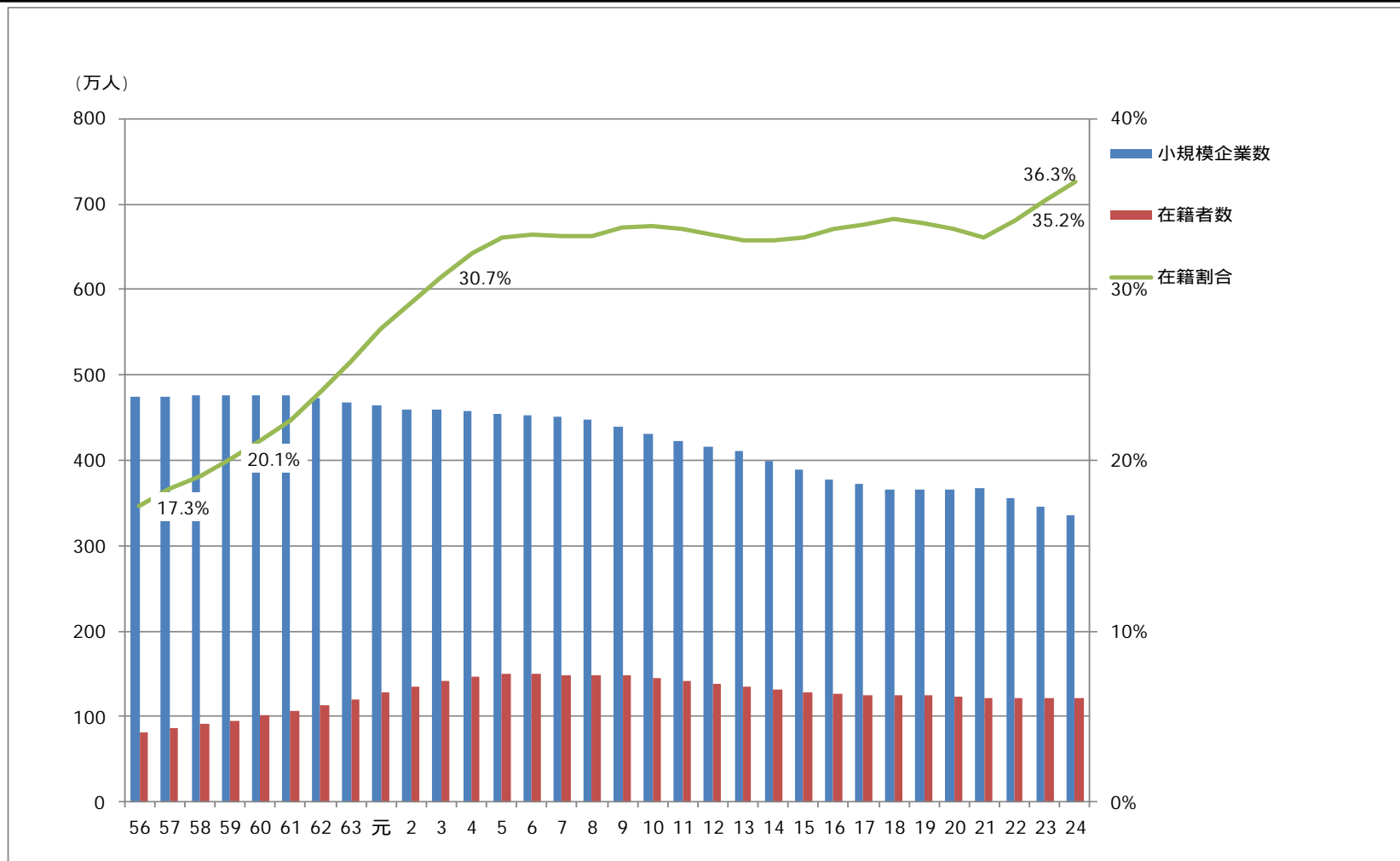
# (1) 加入・脱退・在籍者数の推移

在籍人数は、平成6年度から減少が続いていたが、平成21年度に底を打ち、120万人を維持している。  
 加入人数は、平成13年度をボトムに増加し、近年は6～7万人で推移し、脱退人数も同水準で推移している。



## (2) 在籍者割合の推移

小規模企業数と共済制度在籍者数の割合(在籍割合)は、制度発足以降、右肩上がりで推移してきている。



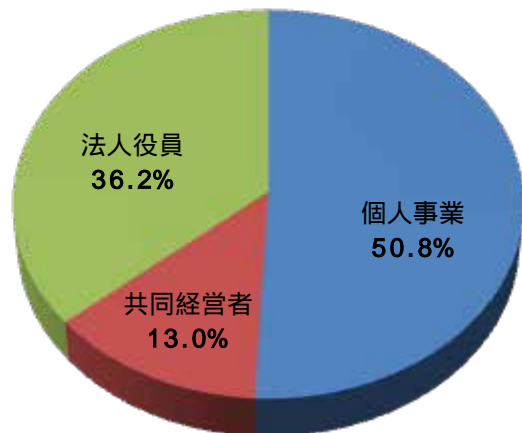
(注) 中小企業数: 中小企業白書(付属統計資料 1表「産業別規模別事業所・企業所数(民营)(2)企業ベース」の「非1次産業計」)より抜粋  
 平成22年~24年は、平成18年統計から平成21年統計の間の増減率に基づき推計。同様に 〃の年は、前後の調査年の値から算出  
 出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

### (3) 在籍者割合(個人事業主・共同経営者、法人役員の別)

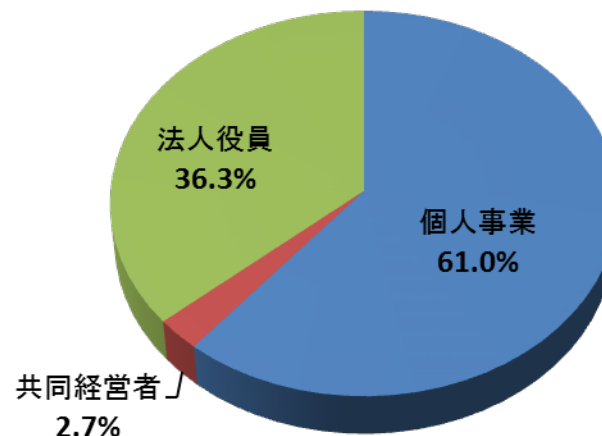
小規模企業共済制度における平成25年3月末時点の在籍者数は、個人事業主が61%を占めている。

一方、平成22年度の制度改正により追加された「共同経営者」の潜在的な総加入対象者に占める割合は、32.7%となり、まだ潜在的な加入対象者が多く存在していると思われる。

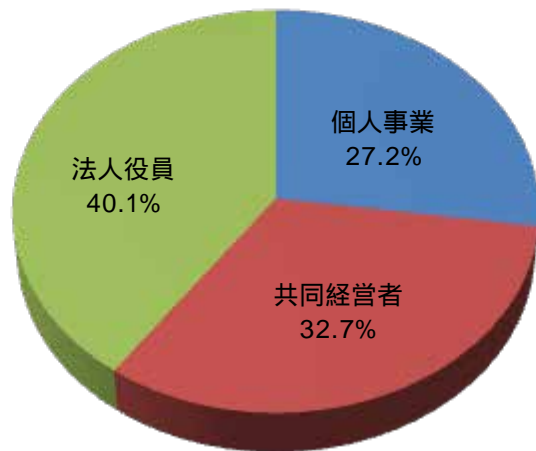
単年度新規加入者数(平成24年度)



総在籍者数(平成25年3月末時点)



潜在的加入対象者の割合(平成23年度)



<算出の仕方(対象人数)>

- ・中小企業実態基本調査の法人企業(20名以下)の有給役員数と個人企業数を引用。
- ・共同経営者数については、個人企業数に1.2人の共同経営者が存在すると仮定し、算出。

共同経営者数 1.2人 / 1個人事業者

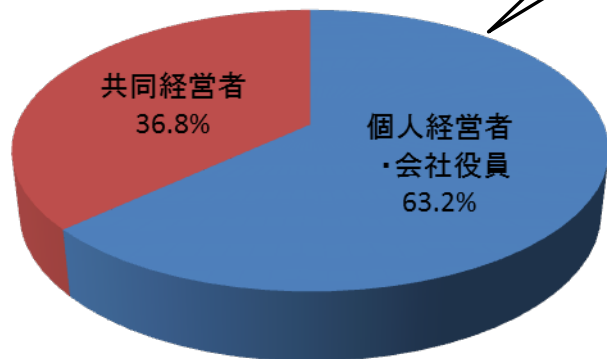
(平成21年度の中小企業庁アンケート調査より引用。また、共同経営者となる青色専従者は1.22人(平成23年度申告所得税標本調査))

出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構  
中小企業庁 平成24年度 中小企業実態基本調査

## (3-2) 在籍者割合(新規加入者に占める共同経営者の割合)

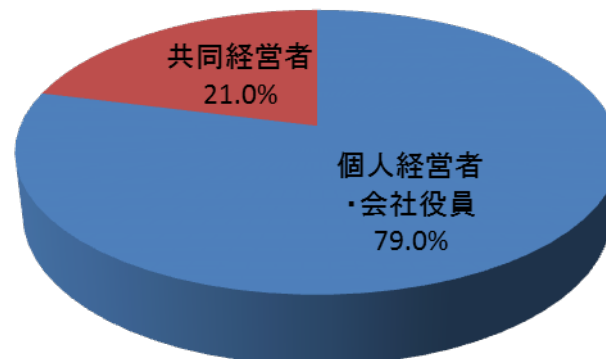
平成22年の法改正により拡充された「共同経営者」の新規加入者に占める割合は、一定割合を占め、加入増に貢献しているものの、減少傾向にある。

### 平成22年度

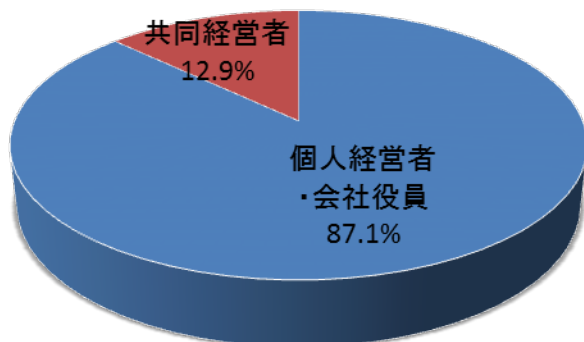


(注)平成22年度  
1～3月の3ヶ月  
分のみの割合。

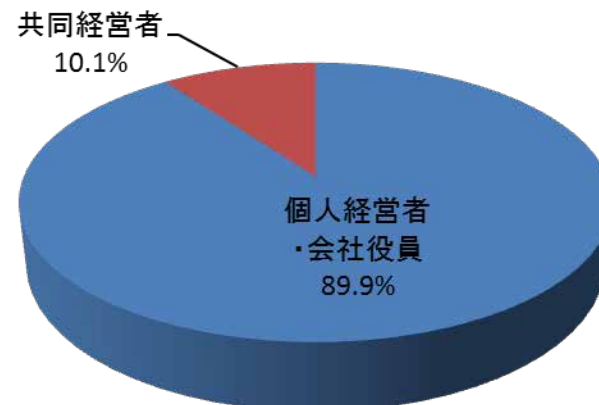
### 平成23年度



### 平成24年度

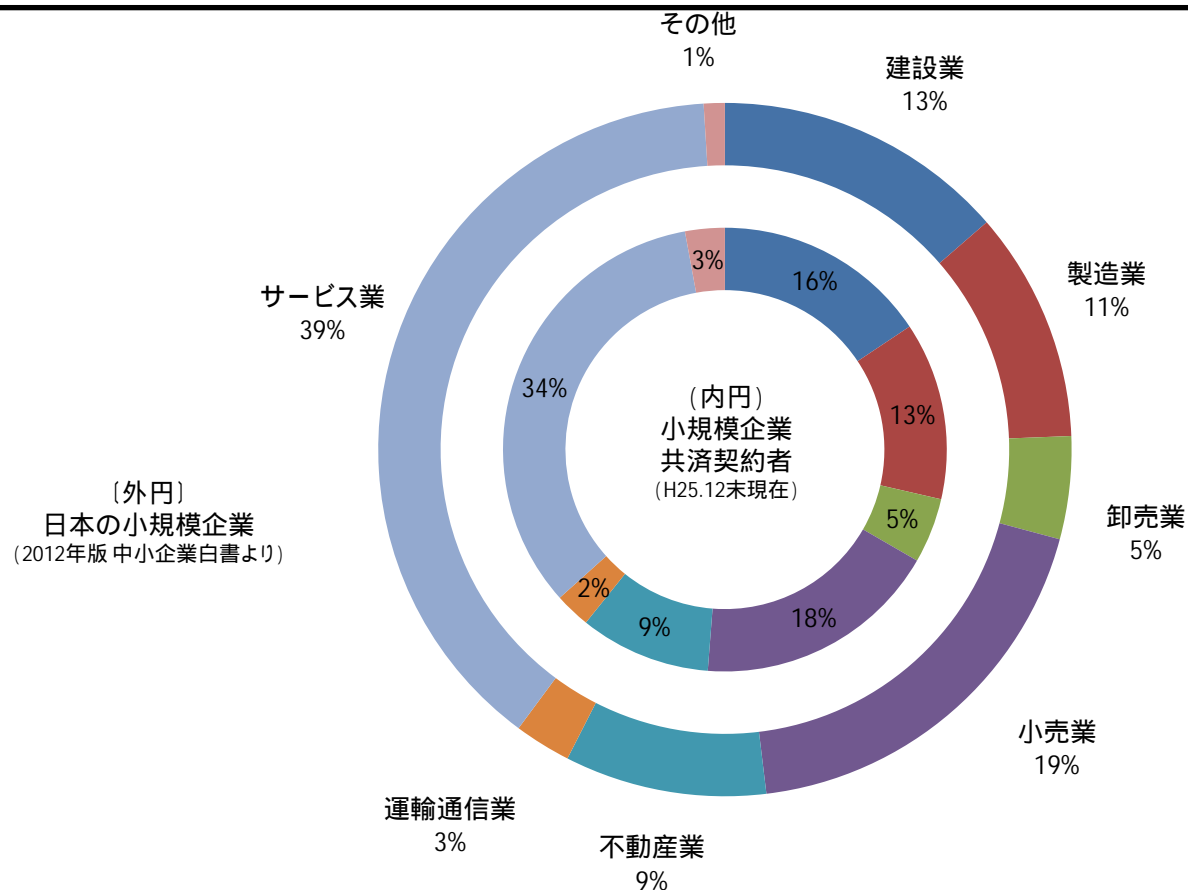


### 平成25年度



## (4) 業種別加入状況

小規模事業者が属する業種別構成割合と共済制度加入者の業種別構成割合は、ほぼ均衡し、業種間での大きな違いは、見られない。

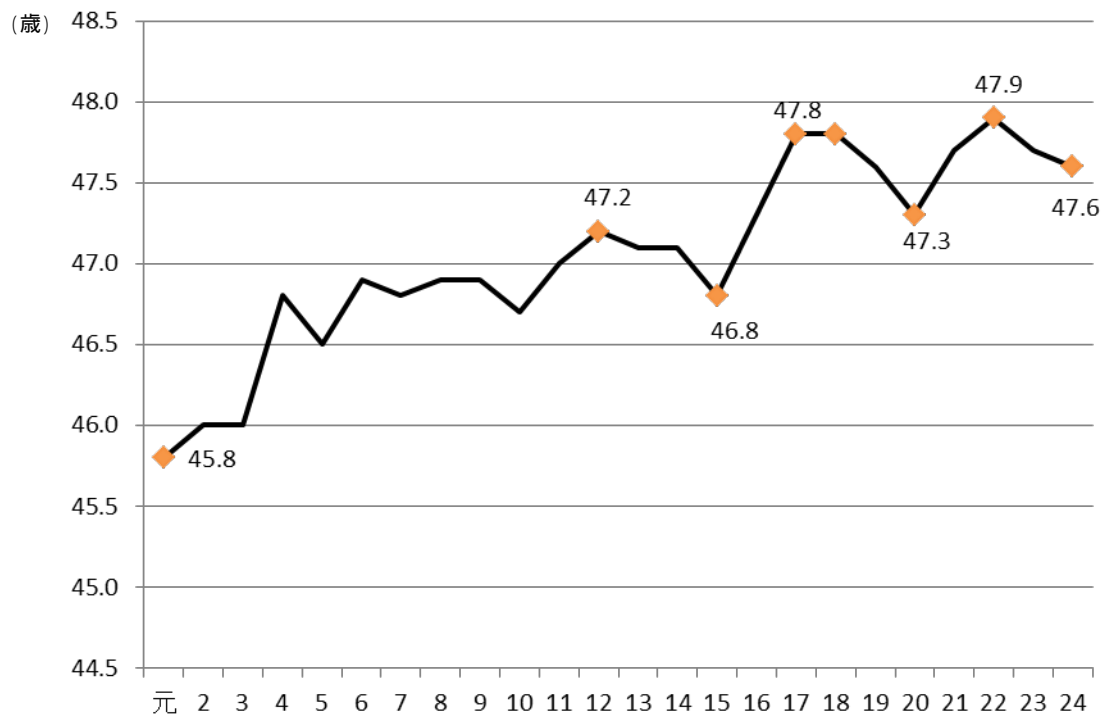


小規模企業数： 中小企業白書(2012年版)より  
(付属統計資料 1表「産業別規模別事業所・企業所数(民営)(2)企業ベース」の「非1次産業計」)を加工し作成。  
出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

## (5) 加入時平均年齢の推移

共済制度への加入時の平均年齢は、直近10年では、47.6歳となる。平成元年度以降を見ると、高齢化が進み、平成元年度と24年度を比較すると、約2歳、平均年齢が高くなってきている。

また、日本政策金融公庫が実施する創業融資の融資先の平均年齢が、直近の数値では40.9歳となっていることと比較すると、共済加入時の年齢は、総じて高くなっている。



出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

創業融資先(創業前及び創業後1年以内)の性別年齢構成(%)

	20代	30代	40代	50代	60代	70・80代	合計	平均年齢
男性	11.2	43.2	27.8	12.0	4.7	1.2	100.0	40.4
女性	8.2	36.2	31.1	16.2	7.2	1.1	100.0	42.8
合計	10.6	41.9	28.4	12.8	5.1	1.2	100.0	40.9

(注) 平成25年度第1四半期の創業融資の実績(創業前及び創業後1年以内)より算出

出典: 日本政策金融公庫ニュースリリース(H25.8.9)より抜粋

## (6) 契約者貸付の推移

新規貸付件数は平成16年度が最も多く、平成20年度以降は、件数、金額とも減少傾向にある。  
 なお、東日本大震災の発生を受け、平成23年3月から金利の減免等の特例措置を実施している。

新規貸付額(億円)

8,000

7,000

6,000

5,000

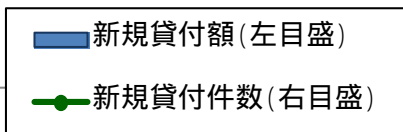
4,000

3,000

2,000

1,000

0



契約者貸付けの件数・金額は、「一般貸付け」と「特別貸付け」の合計。

年度(直近)	新規貸付件数	前年同期比	新規貸付額	前年同期比
24	131,455	-3.3%	4,479億円	-3.2%
25(4~12)	97,046	-3.7%	3,286億円	-3.3%

(新規貸付件数)  
H16年度:147,510件

(新規貸付額)  
H24年度:4,479億円

48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25  
 (1989) 年度(末) (2000) (2013) (4-12)

出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構



## 4. 共済金受領の状況について

(1)-1 共済金支給の件数推移

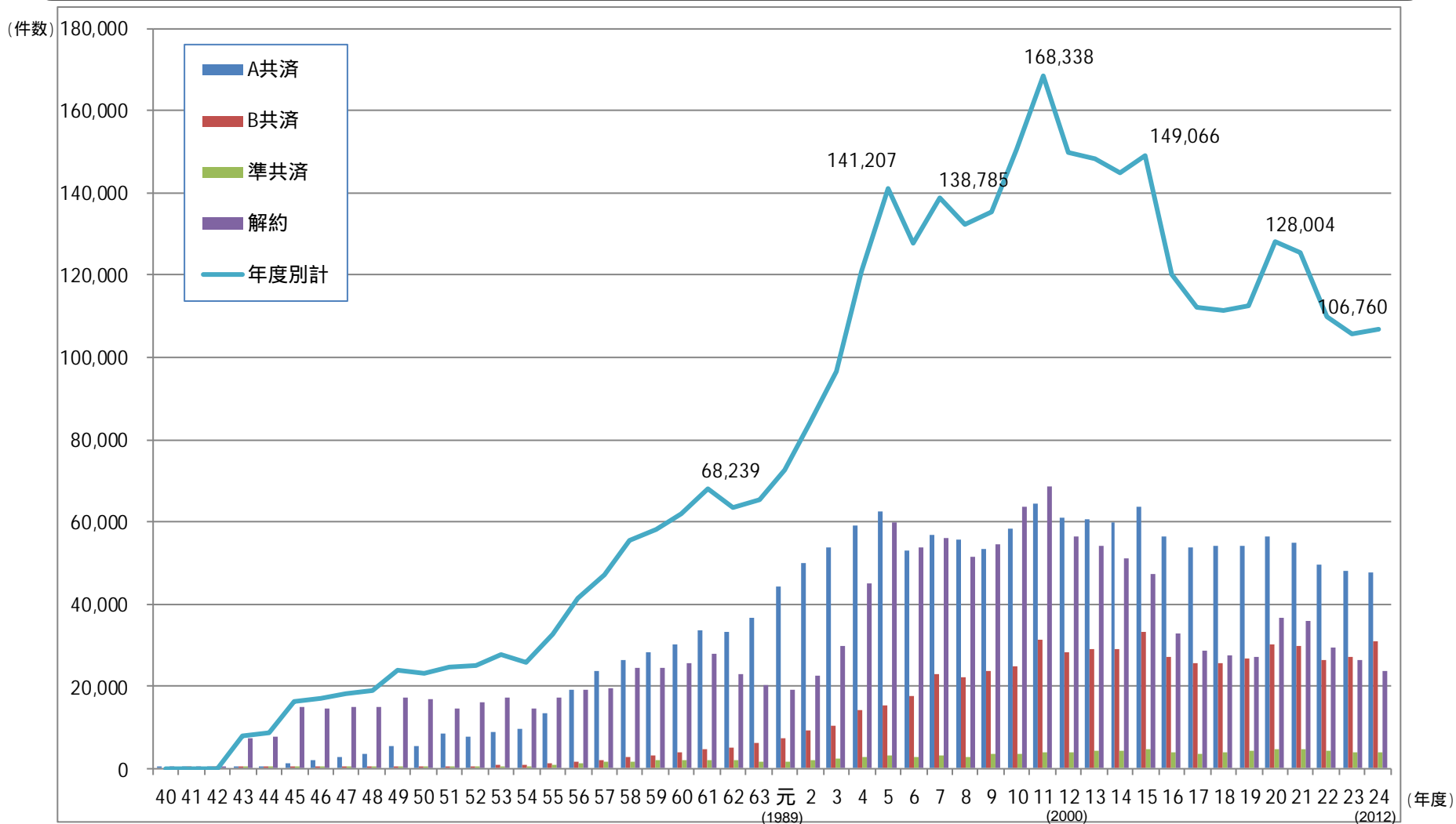
(1)-2 共済事由別共済金支給の件数推移

A共済、B共済と準共済(みなし解除)

(2) 倒産等に伴う廃業時の共済金受給の状況

# (1)-1 共済金支給の件数推移

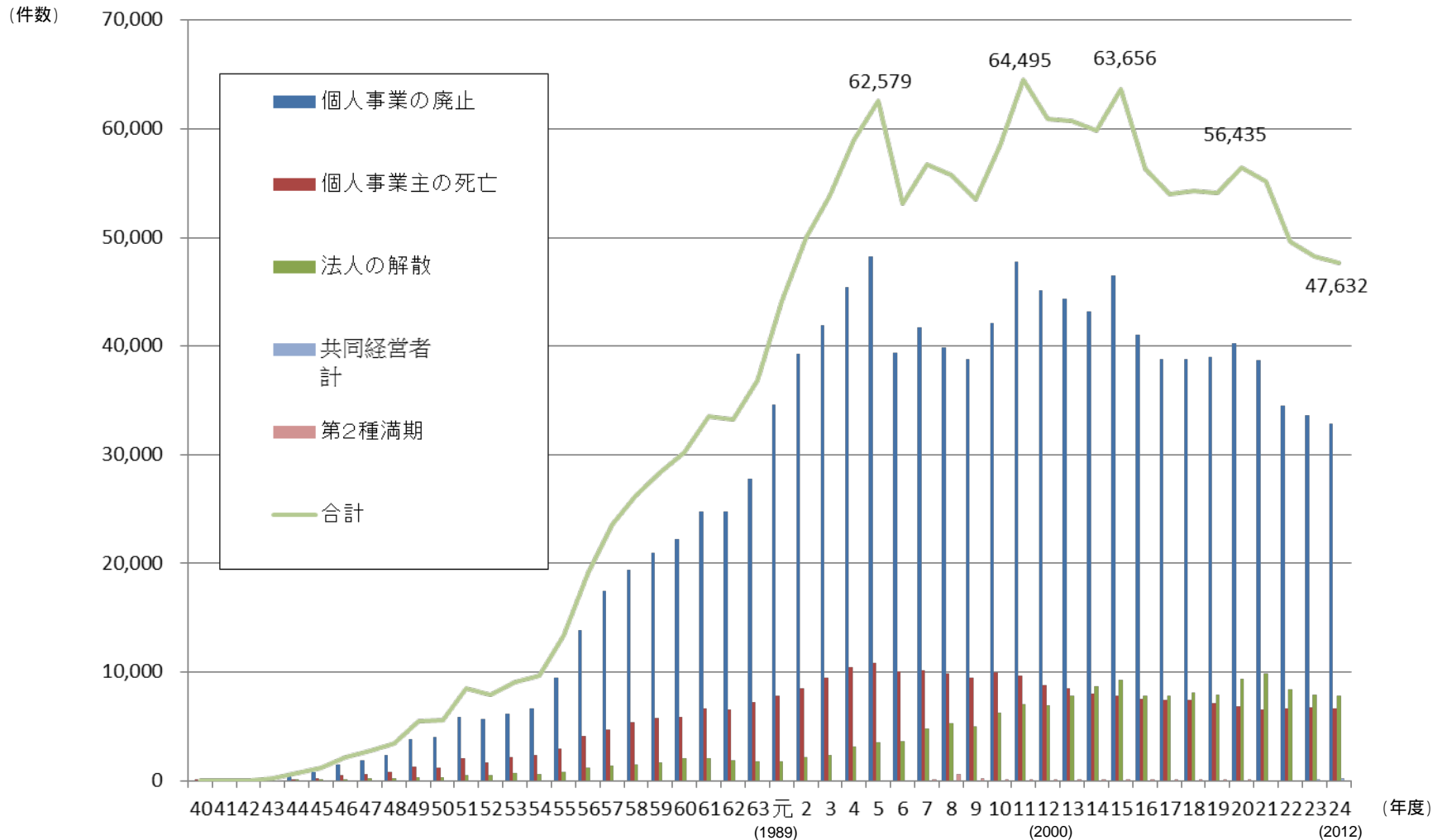
バブル崩壊以降金融危機等の経済情勢が大きく変化中、平成6年、9年から11年までは、「解約」が「A共済」等の共済事由による共済金支払いを上回る状況が継続した。その後は、共済制度の目的に合致した廃業等に伴う「A共済」事由による支払が「解除」を上回るようになる一方で、支払件数としては、若干右肩下がりの状況が継続している。



出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

## (1)-2 共済事由別共済金支給の件数推移(A共済)

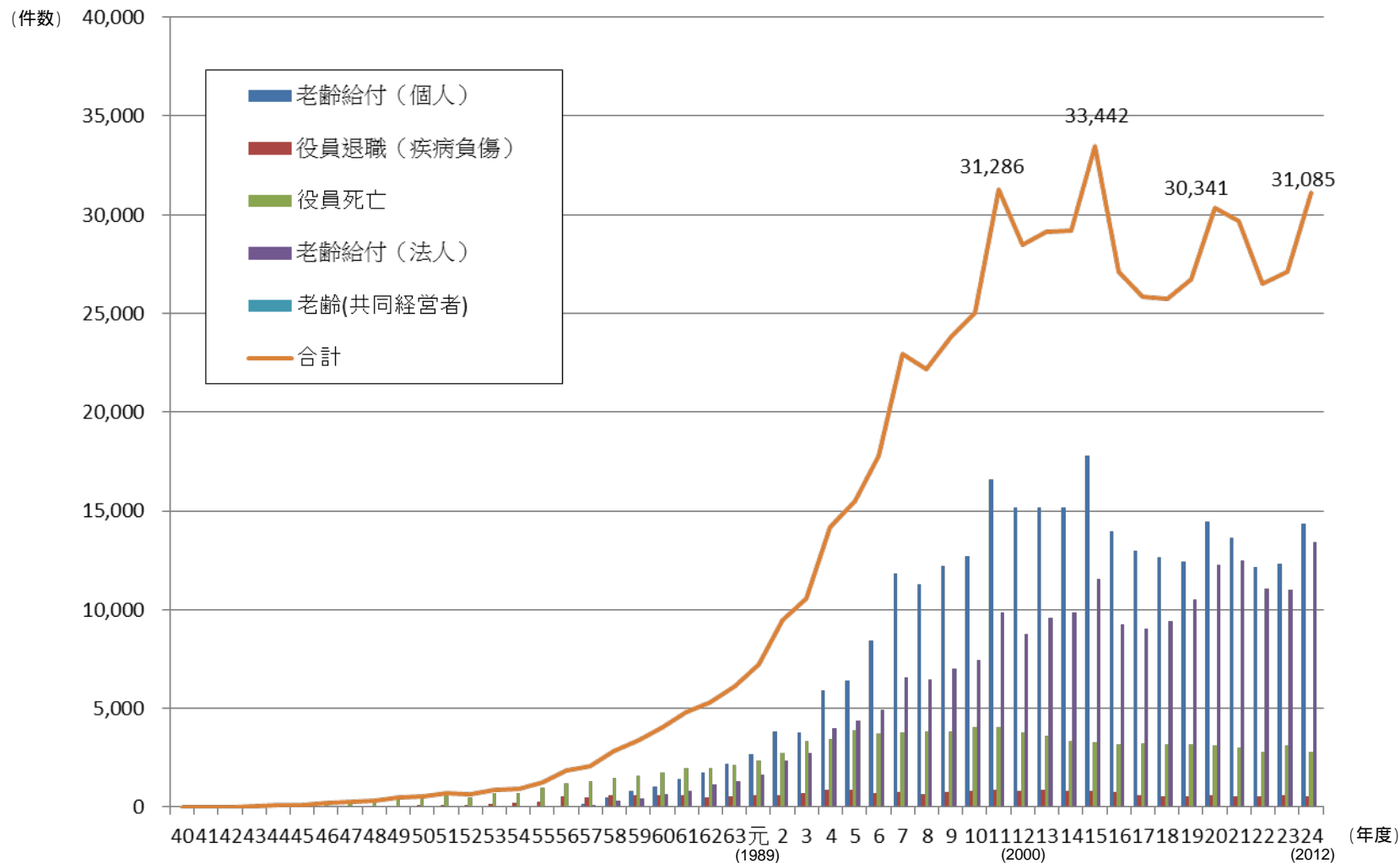
「A共済」については、支給事由として個人事業の廃止が最も多くなっているが、在籍者に占める個人事業主と法人役員との割合(6:4)と比較すると、個人事業主の廃業の割合が相対的に高くなっているが、件数としては減少傾向にある。一方、法人の解散は、近年一定件数で推移している。



出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

# (1)-2 共済事由別共済金支給の件数推移 (B共済)

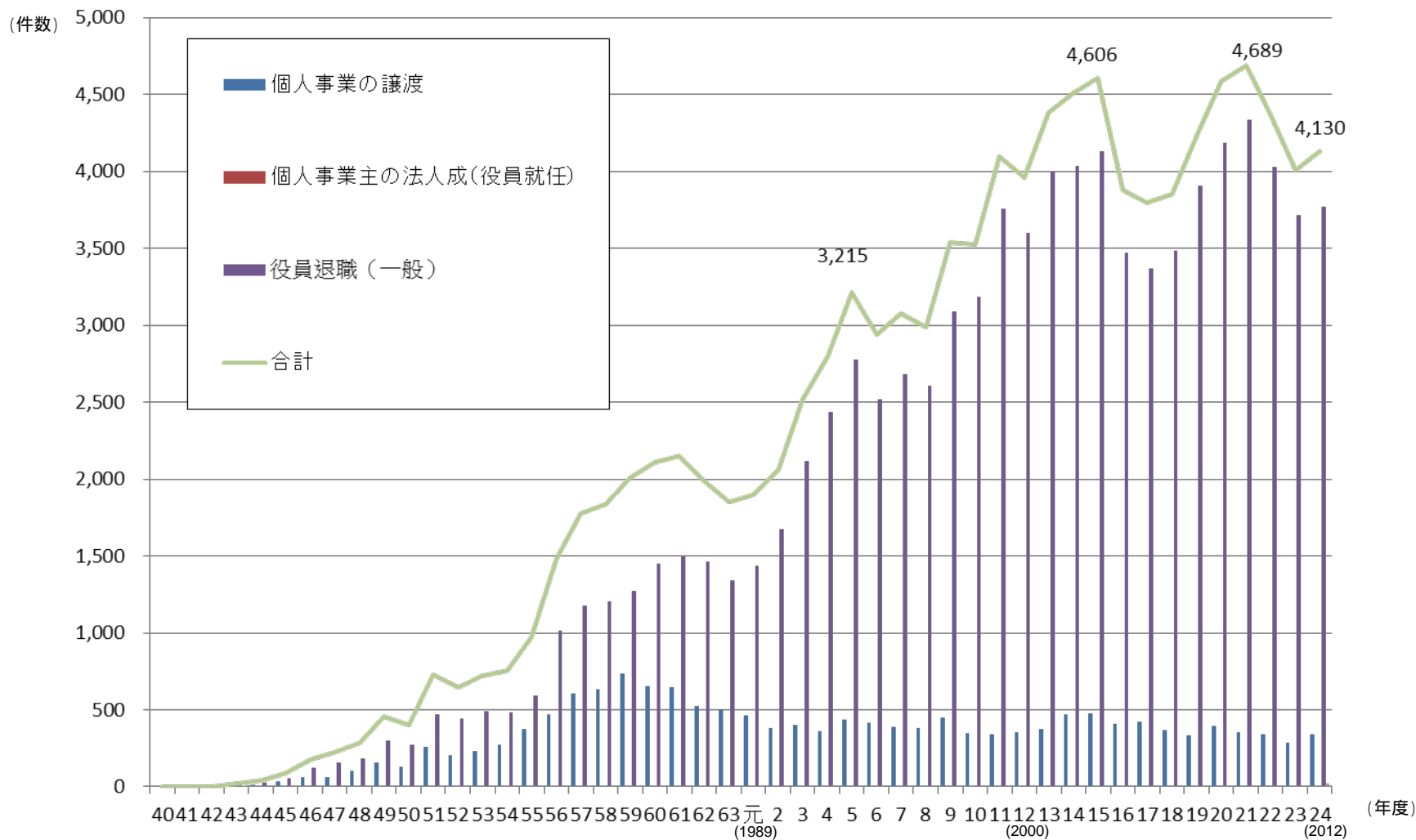
「B共済」については、個人事業主及び会社役員とも「老齢給付」を請求される割合が高くなっている。



出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

# (1)-2 共済事由別共済金支給の件数推移 (準共済: みなし解除)

「準共済」(みなし解除)については、会社等役員任意退任が大半を占めている。なお、個人事業の配偶者又は子への全部譲渡も一定数で推移している。



出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構

## (2) 倒産等に伴う廃業時の共済金受給の状況

倒産等により廃業し共済金を受領された契約者のほとんどが、廃業以前に契約者貸付を利用され、貸付残高を共済金と相殺されている。

(金額:円)

	企業名	共済金額	貸付額	共済金支払時 精算額	支給額	契約日	受給日	倒産形態
1	A	2,868,027	0	0	2,868,027	S62.11.28	H24.8.23	破産
2	B	802,385	0	0	802,385	S41.7.2	H24.7.23	破産
3	C	8,013,235	4,300,000	4,285,333	3,727,902	S60.5.28	H24.8.10	破産
4	D	4,178,871	0	0	4,178,871	S53.9.29	H25.2.15	破産
5	E	1,205,545	500,000	573,000	632,545	H2.1.22	H24.10.22	破産
6	F	4,644,208	2,650,000	2,778,260	1,865,948	H1.1.20	H24.5.8	取引停止
7	G	18,097,225	9,600,000	9,523,069	8,574,156	S47.6.9	H24.9.28	取引停止
8	H	6,937,151	3,650,000	3,747,820	3,189,331	S62.11.25	H25.2.18	取引停止
9	I	10,398,170	5,550,000	5,472,909	4,925,261	S62.12.29	H24.8.22	取引停止
10	J	14,395,004	8,950,000	8,929,771	5,465,233	S61.5.15	H25.3.25	破産
11	K	1,588,747	0	0	1,588,747	S60.11.30	H25.2.28	取引停止
12	L	1,091,252	450,000	482,940	608,312	S58.3.15	H24.5.11	取引停止
13	M	4,996,653	2,500,000	2,495,172	2,501,481	S57.2.20	H24.4.23	破産
14	N	3,397,646	1,650,000	1,645,525	1,752,121	S58.12.12	H24.5.21	破産
15	O	1,348,869	0	0	1,348,869	S42.9.30	H24.11.22	特別清算
16	P	11,403,302	6,000,000	5,942,795	5,460,507	S54.8.29	H24.10.11	内整理
17	Q	5,808,230	2,750,000	2,749,096	3,059,134	S59.7.23	H25.2.28	破産

(注)平成24年度A共済金受給者と倒産情報を突合したもの

出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構

## 5 . 小規模企業共済制度の評価

共済の加入者、脱退者へのアンケート結果より

- (1) 加入理由 (加入者、脱退者)
- (2) 老後の生活費に占める小規模企業共済の割合  
(在籍者)
- (3) 受領した共済金の使途  
(脱退者 (事業の廃止のケース))
- (4) 役立ち度 (脱退者)

共済制度を支える法的措置

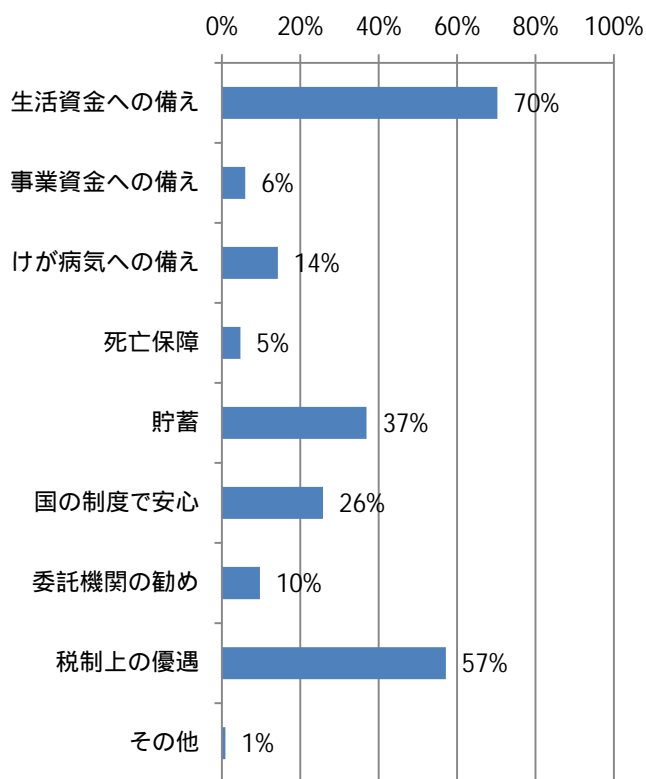
- (1) 差押禁止債権
- (2) 先取特権

# (1) 加入理由(加入者、脱退者)

「生活資金への備え」、「税制上の優遇」が半数を超え、「貯蓄」との回答が続く状況は、加入者と脱退者に大きな違いは見られない。

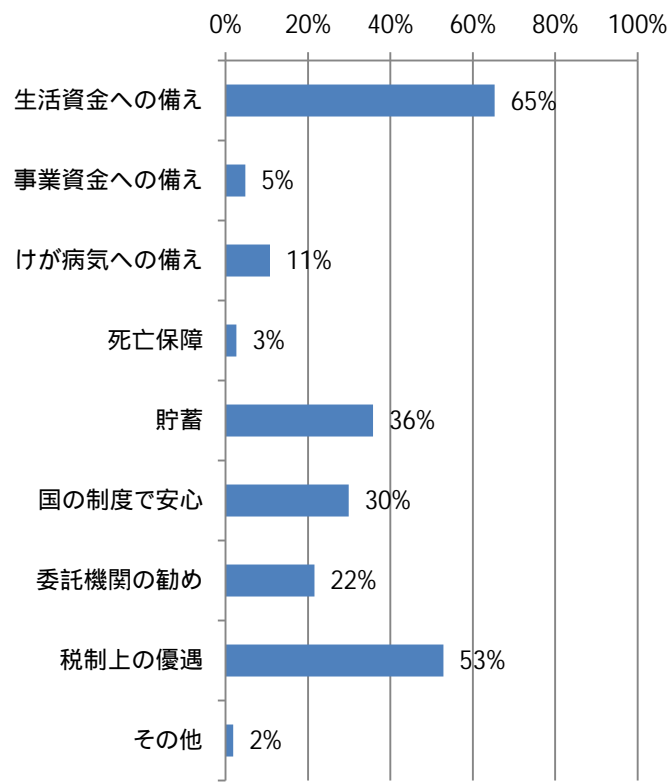
制度の趣旨に沿った将来への備えと制度に付されたメリット(節税効果)に着目して加入している者が多い。

加入理由(加入者)



(複数回答)

加入理由(脱退者)



(複数回答)

出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構 小規模企業共済制度に関するアンケート(抜粋)

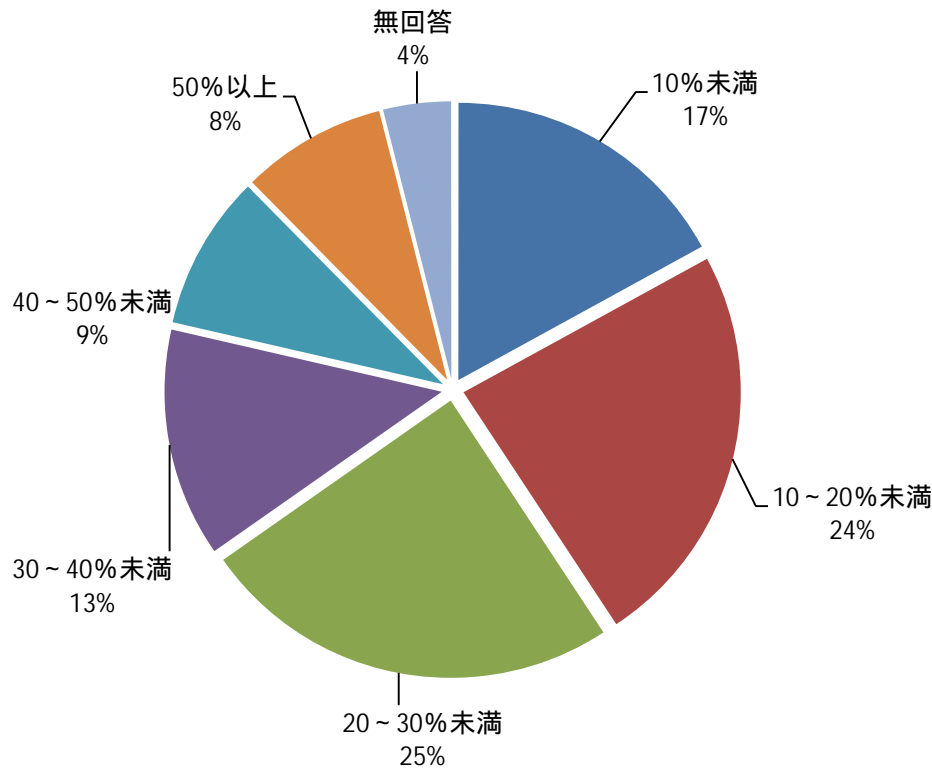


## (2) 老後の生活費に占める小規模企業共済の割合(在籍者)

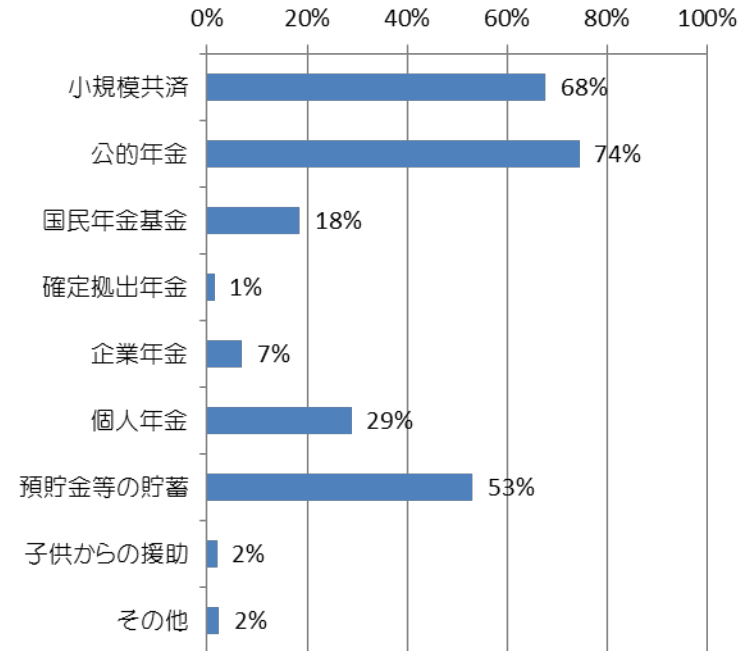
「10～20%」と「20～30%未満」とする割合が、それぞれ4分の1を占めている。共済のみで将来に備えるのではなく、「公的年金」等を補完するものとして加入されている方が多い。

小規模企業共済以外の「老後の生活費のまかない方」は、「公的年金」が74%、「貯蓄」とされる方が53%となっている。

【老後の生活費に占める小規模企業共済の割合】



【老後の生活費のまかない方】 (複数回答)

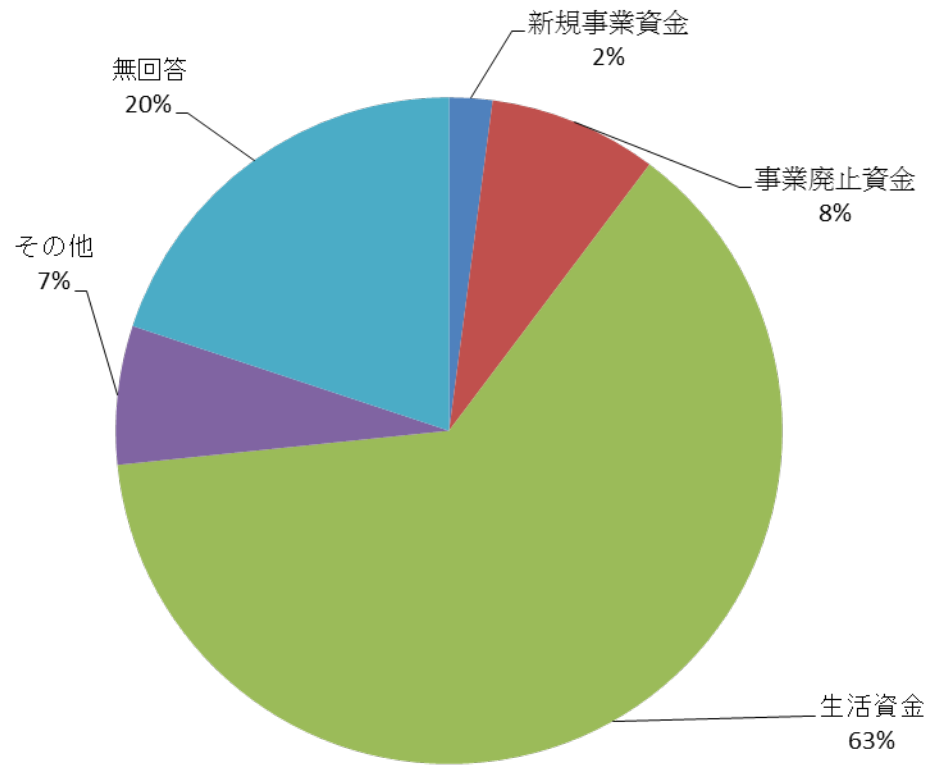


出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構 小規模企業共済制度に関するアンケート(抜粋)

### (3) 受領した共済金の使途(脱退者(事業の廃止のケース))

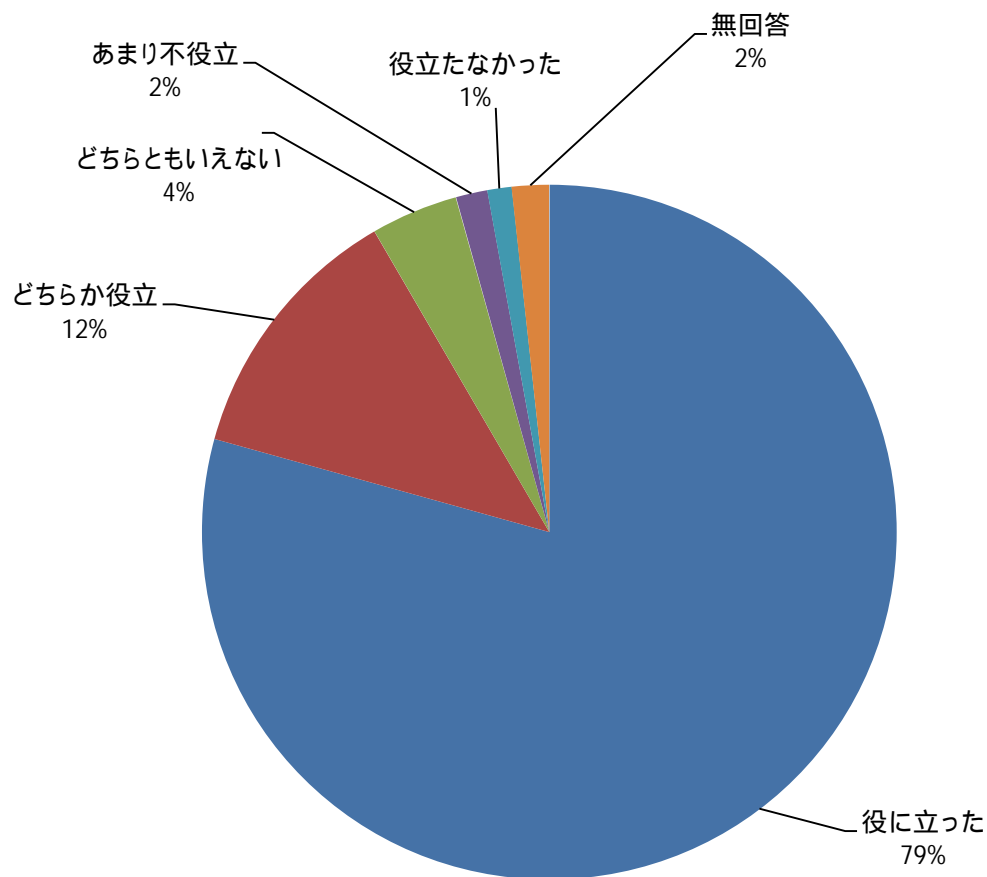
受領した共済金の使途では、「生活資金」とされる方が半数を超え、63%となっている。

注目できるのは、事業廃止資金とされた方が、8%存在することは、小規模事業者の厳しい経営環境を反映したものと考えられる。



## (4) 役立ち度(脱退者)

「役に立った」、「どちらかと言えば役に立った」との回答が、9割以上となっており、共済制度を利用された方の評価は高い。



出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構 小規模企業共済制度に関するアンケート(抜粋)

# 共済制度を支える法的措置

## (1) 差押禁止債権

(譲渡し等の禁止)

第十五条 共済金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、その権利が相続により承継されたものである場合、第十三条第二項の規定により通算の申出をしようとする者に対しその申出をすることを条件として当該通算の対象となる旧共済契約に係る共済金等の支給を受ける権利を譲り渡す場合及び国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

## (2) 先取特権

(先取特権)

第二十一条 共済金又は解約手当金の支給を受ける権利を有する者は、当該共済金の額又は当該解約手当金の額(機構が当該共済金又は当該解約手当金から第十六条の二の規定により控除することができる金銭があるときは、それぞれ、当該共済金又は当該解約手当金からこれらの金銭を控除した残額)につき、機構の財産について他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 前項に規定する共済金の額又は解約手当金の額は、機構が第十六条の三第一項の規定により当該共済金又は当該解約手当金に係る掛金を取り崩してその弁済に充てることができる貸付金又は利子があるときは、同項の規定によるその掛金の取崩しをして算定した額とする。

3 第一項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

# 小規模企業共済制度の評価について

## 制度の趣旨・目的に従った運営を果たしていると「評価」

- 制度創設から約50年を経過
- 平成25年12月末の在籍者数は、約123万人、小規模企業者数の占める割合は、約37%。
- これまで利用された方は、延べ529万件(総額変更を含む)
- 在籍者の6割超が個人事業主とその共同経営者。
- 業種別の加入状況は、我が国の産業構造に占める業種割合とほぼ同一。
- 共済金の使途は、「生活安定資金」として活用されている割合が、6割超。
- 脱退者に対するアンケートでも「役に立った」とする者が、約8割。
  
- 法的には、共済金の受領権を差押禁止債権として保護し、廃業後の生活資金として確保できるように担保。併せて、共済金を受け取る権利について、機構財産について先取特権を付与。
- 財務状況については、繰越欠損金の解消に向けて、適切な資産運用等に取り組んでいると概ね評価できる。(決算ベースは、作業中)

(参考)小規模企業共済法(抜粋)

(掛金及び共済金等の額の検討)

第二十九条 掛金及び共済金等の額は、少なくとも五年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

# 6. 小規模企業共済制度を巡る課題

(1) 制度設計について、見直す項目はないか。

老齢給付の年齢

共済金の受け取り方法

契約者貸付                      など

(2) 加入対象者の増と制度の維持に必要な在籍者の確保が課題

中小企業基盤整備機構の第3期中期目標では、「両共済制度の加入対象者数の動向、解除及び新規加入の状況等を踏まえ第3期中期目標期間末において第2期中期目標期間末の在籍割合を上回ることを目標とし、積極的に加入促進を行う。」とされている。

在籍割合に影響する制度を取り巻く現状

・小規模企業数が減少傾向

・平成22年の法改正により追加された「共同経営者」の新規加入が、在籍者数確保に貢献

現状を踏まえた上で、在籍割合を確保するためには、

どのように新規加入を促進するか。

ア) どの分野をターゲットとするのが良いか。

イ) 創業平均年齢と共済加入平均年齢のズレをどう見たらよいか。

ウ) 共同経営者の新規加入を促進するためには。    など

加入手続きの簡素化することで対応できないか。

ア) 現状の加入業務等の委託方式を見直す必要がないか。

イ) インターネットからの加入手続きを可とすることのメリット、デメリット。    など